

中屋保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 各務原市が設置するこの保育所（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 各務原市立中屋保育所
- (2) 所在地 各務原市下中屋町3丁目158番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「園児」という。）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及びその他関係法令を遵守して運営する。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 36人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 17人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
- (2) 延長保育事業
- (3) 食事の提供
- (4) その他保育に係る行事等

2 前項第2号に規定する延長保育事業の実施は、各務原市延長保育事業実施要綱（平成31年4月1日決裁）の定めるところによる。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合がある。

（1）園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（2）主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

（3）保育士 7名以上（常勤換算後）

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（4）調理員 2名以上（常勤換算後）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定の保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時30分から午後6時30分

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間に延長保育を提供する。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定の保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間に延長保育を提供する。

（3）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時

(利用者負担その他の費用の種類)

第 8 条 当園の支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める保育料（利用者負担金）を支払うものとする。

2 当園の支給認定保護者は、各務原市公立保育所給食費徴収規則に基づき、本市に給食費を支払うものとする。

3 当園は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、**別表**に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 当園は、各務原市から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 1 0 条 当園は、以下の場合には特定保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が、小学校に就学したとき

(2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 1 1 条 当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、各務原市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 当園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 1 3 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

（苦情対応）

第15条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、責任者及び第三者委員等苦情受付窓口及び意見箱を設置し、支給認定保護者等に対して周知する。

2 苦情を受けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（秘密の保持）

第16条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る保育料（利用者負担金）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
災害共済加入会費	スポーツ振興センター自己負担金	年額 2 4 0 円
用品代	クレヨン、はさみ等工作に必要な 道具及び防災頭巾等保育に必要な 用品代	実 費
遠足代	バス代	実 費